

事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広報啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- 本事業により、こどもの居場所づくりを促進するために有効と考えられる、「こどもの居場所づくりコーディネーター配置等支援事業」の実施率の向上につなげる。
- なお本事業は、「こどもの居場所づくりに関する指針」に基づく取組に対して、3年間（令和6年度～令和8年度）で集中して支援を行い推進するものである。

事業の概要

(1) 実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(2) 広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

〈広報啓発の取組例〉

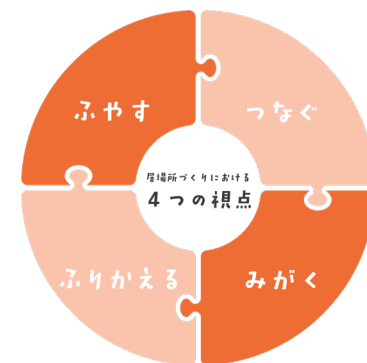
- こどもと居場所等をつなぐためのポータルサイト等の制作・改修
- 居場所マップの作製・配布
- 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- 人材の発掘に向けたシンポジウム等のイベントの実施 等

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

〈想定されるテーマ例〉

- 早朝のこどもの居場所づくり
- 新たなテクノロジーを活用したこどもの居場所づくり
- ユースを中心とした居場所づくり
- 居場所づくりに関する中間支援 等



実施主体等

(1) 実態調査・把握支援

【実施主体】	都道府県、市区町村	【補助率】	国 1/2、都道府県・市区町村 1/2	
【補助基準額】	1 都道府県あたり	7,206千円	1 指定都市あたり	5,622千円
	1 特別区・中核市あたり	3,543千円	1 市町村あたり	2,003千円

(2) 広報啓発活動支援

【実施主体】	都道府県、市区町村	【補助率】	国 1/2、都道府県・市区町村 1/2	
【補助基準額】	1 都道府県あたり	4,552千円	1 指定都市あたり	4,134千円
	1 特別区・中核市あたり	3,886千円	1 市町村あたり	2,130千円

(3) NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】	都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）
【補助率】	国 10/10
【補助基準額】	1 団体あたり 5,000千円（上限）

※同一団体の同一事業は採択しない。



～4つの基本的な視点について～

こどもの居場所づくりを進めるに当たっての基本的な視点

「ふやす」

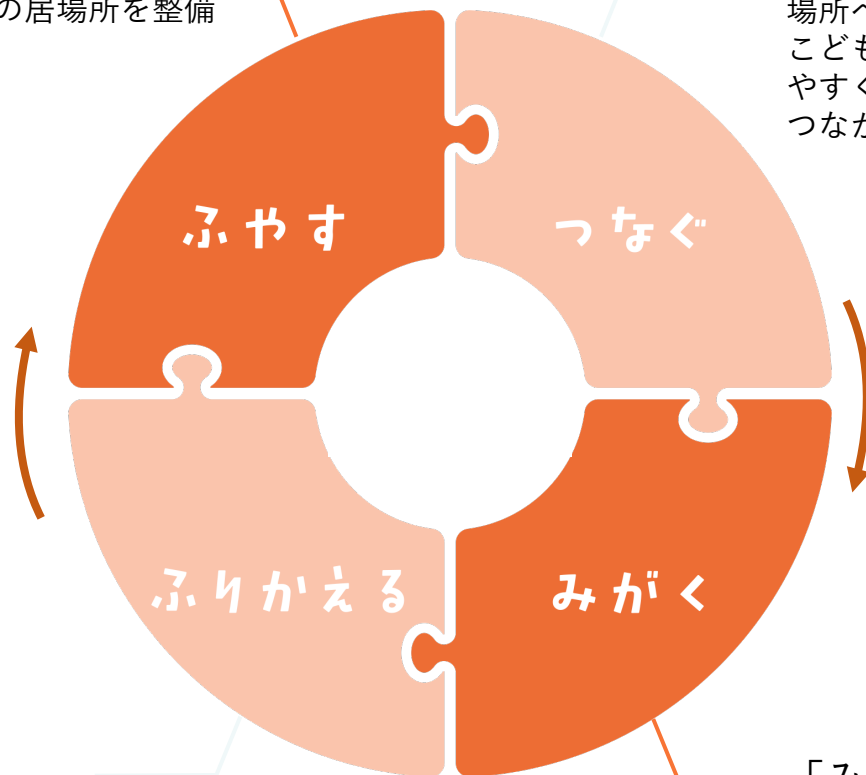
多様なこどもの居場所がつくられる

地域に住むこども・若者が居場所を持っているかなどの実態を把握し、こどもの居場所を整備すること

「つなぐ」

こどもが居場所につながる

居場所は創設するだけでなく、その居場所へのアクセスも含んだ概念であり、こども・若者が居場所を見つけ、利用しやすくするための工夫を施し、居場所につながること



「ふりかえる」

こどもの居場所づくりを検証する

環境の変化によって、こどもの居場所も変化することなどを踏まえ、居場所づくりを不断に見直すこと

「みかく」

こどもにとってよりよい居場所となる

こうした居場所づくりにより形成された場が、多くのこどもにとって居場所になるための工夫を施すこと